

『都行政の民主的能率的運営に関する調査報告書』

東京市政調査会／東京都総務部調査課 [編]

1947年／A5判／330頁 図書番号 0A-0771

本書は、東京市政調査会が1946年から47年にかけて、都政総合調査の一つとして東京都から受託した「都行政の民主的能率的運営に関する事項」についての調査報告書である。

「第一 序説」で、新憲法下における民主政治の意義と行政の基本的価値としての能率を論じる。物資不足の下で政治行政の能率化は「至上命令」とし、能率を民主政治の重要要件と位置づける。その上で「行政を担当する都職員は民主的能率的都行政を実施し得るように組織され、訓練教育されているか」、実態を検証するとともに「足らざるを補う方策」を講じる必要があるとする。

「第二 都政の変遷とその特質」では、都が複雑な制度をとっている点に注意を喚起する。すなわち「大都市行政を担当すると同時に、府県行政を行つてゐる」「都は首都である」と述べ、都行政は大都市行政とともに、道府県と同様に農村地域を含む市町村の監督行政を行い、さらに首都に付随する特別な制度（警察制度）があるとする。

「第三 都に関する行政制度」では、地方自治について「中央政府の特別地方行政機関が経済統制に名を藉り濫設され」「形式のみで不具の状態」に陥ると警戒する。新憲法が定めた地方自治の立場からは地方団体中心主義が是であり、都の制度もその趣旨に則る必要があるとする。

「第四 行政機構と職員配置」では、戦時都行政機構を「各局部間における事務の連絡協調を不完全ならしめ、政策の遂行力を分散弱勢たらしめ」たと批判し、具体的な「行政機構改革案」「局課組織編成」を示す。一方、職員配置については「定員条例を設定しなければならぬ」としながら、「直ちに条例案の立案をなし得ない」として、その設定方法を示すに留まる。

「第五 行政機能」には多くの頁が割かれている。戦前の国家官吏制度の準用から脱する方途として、アメリカ式職階制を導入した国家公務員法を高く評価し、都条例での制定を促し、プロブスト式考課表や職階制の実施方法を詳細に詳述する。職階制実施の前提として「行政事務全般にわたる能率的改革の断行」が必要とし、伝統的因習に捉われた行政事務の分析と能率改善が肝要とする。

「第六 行政の能率化」では、能率化の具体的な方策を示す。「科学的事務管理ないしは科学的人事管理」の基礎をテーラーの科学的管理法に置き、その目標は疲労最小限、経費節減、正確な処理、最短時間の事務、にあるとする。

「第七 特別区制」では、区の自治権拡充問題を論じる。特別区が、「住民自治の徹底」「議会の地位の確立」「公共団体の自主、自律性の強化」「行政執行の能率化及びその公正の確保」を根本方針とする地方自治法に従うことは、「封建的、屈従的傾向にならされてきたわが国民性を根底より民主的自主的に訓練し、陶冶し直す」ことだと述べ、自治権拡充問題は現実の課題とする。

町内会制度廃止後の都民の地域近隣組織について論じた「第八 地方事務所」、「第九 都民と都区行政」に続き、「第十 結語」では都政再建運動を提唱する。具体的には「都政普及週間」「都市美化週間」など、都民と一体となった運動へと展開し、「東京都復興のための清新明朗にしてしかも民主的能率的環境」を作りあげるべきと結ぶ。

(柳原裕彦・市政専門図書館司書主幹)